

## 西消防署非常用発電機取替修繕仕様書

### 【 総 則 】

この仕様書は、那覇市消防局（以下「消防局」という。）が購入する非常用発電機（以下「発電機」という。）に必要な事項について定める。

### 【 概 要 】

- 1 本入札は、下記基準物品（西消防署の屋上に現在設置されている故障した発電機）もしくは同等品入札であり、同じ場所へ新しい発電機（制御盤取替含む）を入れ替えるものである。  
基準物品に代えて入札に臨む場合は、別紙「同等品確認明細書」と同等品以上の仕様を確認できるカタログ等の写しを FAX またはメールにて提出すること。  
同等品確認明細書提出期限は、令和 2 年 1 月 15 日（水）午後 4 時までとする。
- 2 保証期間については納入後 1 年間とする。ただし、保証期間経過後であっても、製作上の瑕疵により生じた故障等については、無償にて交換または修理を行うものとする。
- 3 発電機は、構成するすべてを新規のものとし、取り扱い説明書及び標準付属品等はすべて納入すること。
- 4 納期は令和 2 年 3 月 31 日（火）までとし、納入場所は既設の発電機と同じ場所の那覇市消防局西消防署 4F 屋上とする。（西消防署の住所：那覇市東町 26 番 12 号）
- 5 西消防署屋上クレーン搬入・据付、制御盤取替、試運転調整、諸官庁申請手続、既存発電機撤去を行うこと。
- 6 撤去する発電機の処理について、産業廃棄物の処理に関する法律等に沿って行うこと。

### 【 構 成 】

この発電機の構成については以下のとおりとする。

- 1 用 途 : 停電時に自動始動し発電機電源へ切替可能とする。
- 2 形 式 : (基準物品) ヤンマー超低騒音ディーゼル発電機 AG45SH
- 3 台 数 : 1 台
- 4 サ イ ズ : 上記基準物品程度 (高さ 1220mm、全長 1870mm、幅 860mm)
- 5 三相 4 線 出力 : 45kva 以上
- 6 周 波 数 : 60Hz
- 7 回転速度 : 1800min<sup>-1</sup>
- 8 連続運転時間 : (定格時) 9 時間程度、(75%負荷時) 12 時間程度
- 9 使用燃料 : 軽油
- 10 本体パッケージ防錆処理

- 1 1 発電機本体 排気管・排風ダクト設置  
(雨風が排気管及びラジエータへ混入しない構造とする)  
※別途、添付写真参照

【 細 則 】

1 提出書類

- ・ 取り扱い説明書 2部ずつ
- ・ 性能、諸元書 2部ずつ

2 取り扱い説明

本発電機納入にあたり、納入時に試運転及び取り扱い説明を行うこと。なお、日程等については別途協議する。

那覇市消防局 総務課 総務係

担当 山城・金城

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番8号

TEL 867-0119

FAX 869-1190

E-mail f-sou001@city.naha.lg.jp